

議事日程 (第2号)

平成29年6月8日 午前10時00分開議

- 日程第 1 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定補正  
予算(第1号))
- 日程第 2 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定補正予  
算(第1号))  
(日程第1～日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(中間市市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
(日程第3～日程第5 質疑・討論・採決)
- 日程第 6 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第 7 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定め、和解することについて)  
(日程第6～日程第7 質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第30号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例  
(日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第31号議案 中間市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する  
条例  
(日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例  
第 2 号  
(日程第10 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 安倍首相の改憲発言に対して取り消しを求める意見書

第 6 号

(日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第12 意見書案 核兵器禁止条約の交渉促進と早期締結を求める意見書

第 7 号

(日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第13 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (18名)

1 番 山本 慎悟君	2 番 安田 明美君
3 番 田口 善大君	4 番 小林 信一君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 草場 満彦君	10 番 中尾 淳子君
11 番 堀田 英雄君	12 番 佐々木晴一君
13 番 植本 種實君	14 番 中野 勝寛君
15 番 原田 隆博君	16 番 下川 俊秀君
17 番 井上 太一君	18 番 米満 一彦君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者副市長	後藤 哲治君		
教育長	増田 俊明君	総務部長	園田 孝君
総合政策部長	佐伯 道雄君	市民部長	小南 敏夫君
保健福祉部長	石田 浩君	建設産業部長	間野多喜治君
教育部長	田中 英敏君		
環境上下水道部長	久野 裕彦君		
市立病院事務長	貞末 孝光君	消防長	三船 時彦君
総務課長	後藤 謙治君	財政課長	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長	石井 浩司君		

企画政策課長 …… 蔵元 洋一君      課税課長 …… 森満 学君  
人権男女共同参画課長 …… 蛙田 由美君  
健康増進課長 …… 岩河内弘子君      土木管理課長 …… 藤田 昇君  
都市整備課長 …… 白石 和也君      消防総務課長 …… 加川 徹君  
予防課長 …… 林 誠志君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君      書 記 谷山 隆二君  
書 記 熊谷 浩二君      書 記 池田 恭君

---

午前 9 時 59 分開議

○議長（山本 慎悟君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は 18 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第 1. 承認第 1 号

日程第 2. 承認第 2 号

○議長（山本 慎悟君）

これより、日程第 1、承認第 1 号及び日程第 2、承認第 2 号の専決処分の 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者後藤副市長。

○市長職務代理者副市長（後藤 哲治君）

承認第 1 号平成 29 年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定補正予算（第 1 号）につきましては、平成 29 年 5 月 31 日付で、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分といたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告申し上げます。

平成 28 年度の中間市特別会計国民健康保険事業の決算を調整しましたところ、歳入総額にあつては 6 億 5,300 万円、また歳出総額にあつては 7 億 1,400 万円となり、差し引き 1 億 3,600 万円の不足が生じました。

これを補填するため、平成 29 年度暫定補正予算として、歳出につきましては 11 款の前年度繰上充用金に、また歳入につきましては 11 款の諸収入に、それぞれ 1 億 3,609 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,590 万円といたしました。

なお、平成 28 年度単年度決算につきましては 520 万円の黒字決算となっております。

この要因といたしましては、歳入において不足が生じたことに伴いまして、一般会計から保険税及び医療費支援繰入金といたしまして 1 億 4,000 万円の法定外繰り入れをしたことによるものでございます。

歳入不足の要因といたしましては、国民健康保険税におきまして、被保険者数の減少等により減額となったこと、前期高齢者交付金におきまして、平成 26 年度交付分の調整が平成 28 年度に行われたこと及び平成 27 年度療養給付費が増加したことにより財政健全化交付金が減額となったことによるものでございます。

なお、国民健康保険税につきましては、一般被保険者に係る現年収納率が平成 27 年度 92.69%に対し、平成 28 年度 94.09%となり、1.4 ポイント上昇しております。

今後も国民健康保険税の徴収強化及び国民健康保険税率の見直し等を検討するとともに、

保健事業を充実し、市民の健康増進を推進することにより、医療費の適正化に努め、国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたい所存でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、承認第2号平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定補正予算（第1号）につきましては、平成29年5月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

平成28年度の間接市住宅新築資金等特別会計の決算を調整いたしましたところ、歳入総額にあつては1,740万円、また歳出総額にあつては3億6,590万円となり、差し引き3億4,840万円の不足が生じました。これを補填するため、歳出につきましては2款前年度繰上充用金に、また歳入につきましては2款諸収入に、それぞれ3億4,846万円を追加し、補正後の暫定予算総額を歳入歳出それぞれ3億5,031万円といたしました。

なお、単年度収支におきましては1,629万円の黒字決算となっております。

また、債権の回収及び債権放棄による債務残高の減少に伴い、平成22年度決算額6億1,445万円に対しまして、平成28年度決算額は3億6,593万円となっております。

今後におきましても、未収債権の回収に鋭意取り組んでまいります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（山本 慎悟君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（山本 慎悟君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（山本 慎悟君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（山本 慎悟君）**

討論なしと認めます。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は承認することに決しました。

次に、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は承認することに決しました。

---

日程第3. 承認第3号

日程第4. 承認第4号

日程第5. 承認第5号

○議長(山本 慎悟君)

次に、日程第3、承認第3号から日程第5、承認第5号までの専決処分3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

討論なしと認めます。

これより専決処分3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについて、中間市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は承認することに決しました。

次に、承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについて、中間市都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は承認することに決しました。

次に、承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについて、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は承認することに決しました。

---

#### 日程第6. 承認第6号

#### 日程第7. 承認第7号

○議長(山本 慎悟君)

次に、日程第6、承認第6号及び日程第7、承認第7号の専決処分2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

討論なしと認めます。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、承認第6号専決処分を報告し、承認を求めることについて、損害賠償の額を定め、和解することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

**○議長（山本 慎悟君）**

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は承認することに決しました。

次に、承認第7号専決処分を報告し、承認を求めることについて、損害賠償の額を定め、和解することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

**○議長（山本 慎悟君）**

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号は承認することに決しました。

---

**日程第8. 第30号議案**

**○議長（山本 慎悟君）**

次に、日程第8、第30号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。佐々木晴一産業消防委員長。

**○産業消防委員長（佐々木晴一君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、防火対象物使用開始届に伴う現地調査及び違反對象物に係る公表制度についての規定を設けるものでございます。

まず、防火対象物使用開始届に伴う現地調査につきましては、防火対象物使用開始届を受理したとき、その防火対象物が届け出の内容どおりに完成されているかを確認するために現地調査を行うことができるようになるものでございます。

次に、違反對象物に係る公表制度につきましては、不特定多数の方が利用する特定防火対象物において、消防法で義務づけられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が設置されていない重大な法令違反がある場合に、利用される方が建物を利用する際、判断できるようにするために、それを公表するものでございます。

これによりまして、防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進するものでございます。

なお、施行日につきましては、防火対象物使用開始届に伴う現地調査に係るものにあつては平成29年8月1日、違反對象物に係る公表制度にあつては、福岡県が設定した実施目標時期に合わせ平成30年4月1日となっております。

討論において委員から、最近、設備が整っていない施設から火事が起き、問題となって

いる。中間市では住民の方や、施設利用者が被害に遭わないようにしっかりと点検等を行ってほしいとの意見がありました。

以上の審査の後、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（山本 慎悟君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（山本 慎悟君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（山本 慎悟君）**

討論なしと認めます。

これより、第30号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（山本 慎悟君）**

ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## **日程第9. 第31号議案**

**○議長（山本 慎悟君）**

次に、日程第9、第31号議案中間市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。下川俊秀総合政策委員長。

**○総合政策委員長（下川 俊秀君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第31号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

この条例は、市の機関に対する申請、届出等の行政手続を行うに当たり、従来どおりの書面による方法に加え、将来的には本市でもインターネットを利用した電子申請等が行えるよう、条例上の整備を行うものであります。

具体的な内容としては、各種行政手続が時間的、地理的な制約なく行えるようになるなど市民の利便性を向上させるとともに、行政運営の簡素化及び効率化が図られるよう、情報通信技術を利用した手続について共通事項を定めるものとなっております。

なお条例の施行日については、平成29年7月1日となっております。

討論において、委員から、この条例案では市民の利便性向上や行政運営の効率化などが強調されているが、個人情報流出のおそれや経費がかさむ等、多くの問題を抱えているマイナンバーの推進を前提とした制度設計であるため反対するとの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして委員長の報告を終わります。

**○議長（山本 慎悟君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（山本 慎悟君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

**○議員（7番 田口 澄雄君）**

第31号議案中間市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案について、日本共産党議員団を代表して反対意見を申し述べます。

この条例では盛んに市民の利便性の向上を強調していますが、内閣府の資料に見られるのは、マイナンバーの推進を前提としていることです。今マイナンバーをめぐってはカードに使われる顔写真情報が、地方公共団体情報システム機構から警察に提供されていた事実が発覚し、これが問題となっています。

同時に、今国会で議論されている共謀罪との絡みでも、既にその内容の先取りが行われていることとなります。

また、経費の面でも各自治体のシステム改修費用が多額であることも問題となっています。

このような状況下で、次のステップであるオンラインによる申請の推進は、利便性以前にプライバシーの侵害やネット犯罪の増加というデメリットのほうが大きいのではないかと思います。

以上により、この条例案には反対いたします。

**○議長（山本 慎悟君）**

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（山本 慎悟君）**

これにて討論を終結いたします。

これより、第31号議案中間市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(山本 慎悟君)

起立多数であります。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第10. 議員提出議案第2号

○議長(山本 慎悟君)

次に、日程第10、議員提出議案第2号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第2号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

日程第11. 意見書案第6号

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第11、意見書案第6号安倍首相の改憲発言に対して取り消しを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第6号安倍首相の改憲発言に対して取り消しを求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

安倍首相は、5月3日の憲法記念日に、右翼団体の主催する集会に対して、東京でオリンピックが開催される2020年を新しい憲法が施行される年にしたいということと、憲法9条の1項、2項はそのままにして、自衛隊を明文で書き込むことをビデオメッセージで明言をいたしました。この発言内容そのものが事実上の主催者である日本会議のシナリオに沿ったものでした。

そもそも憲法は、国民による権力者に対する命令書であり、権力者はこれに従う義務があります。そのため日本国憲法第99条では、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとなっており、現に国務大臣であり、国会議員でもある安倍首相に対しても、尊重擁護の義務があります。

安倍首相は首相の立場と自民党総裁の立場を使い分け、改憲発言は総裁の立場から行ったものだと弁明をしています。しかし、そのような使い分けの言い分は通用しないと思います。

三権分立の原則から言いますと、内閣総理大臣はあくまでも行政庁のトップであり、行政庁のトップでしかない首相が、司法や立法の立場を乗り越えて、このような発言をする権限もありません。

また、オリンピックを引き合いに出していますが、オリンピック憲章では、このようなオリンピックの政治利用を禁止をしています。安倍首相の今回の発言は、立憲主義を原則とする日本の政治的立場からも容認できるものではありません。即刻発言に対して撤回することを求めるものです。

以上のことを求めて提案理由といたします。ご賛同のほどよろしく願いをいたします。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第6号安倍首相の改憲発言に対して取り消しを求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(山本 慎悟君)

起立少数であります。よって、意見書案第6号は否決されました。

---

## 日程第12. 意見書案第7号

○議長(山本 慎悟君)

次に、日程第12、意見書案第7号核兵器禁止条約の交渉促進と早期締結を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

核兵器禁止条約の交渉促進と早期締結を求める意見書案の提案説明をいたします。

国連総会は昨年末、113カ国の圧倒的多数の賛成で核兵器を禁止し、廃絶する条約の交渉を今年3月と6月から7月に行うことを決議いたしました。国際社会が核兵器を禁止、すなわち違法化することは「核兵器のない世界」の実現への一步となるものです。

今回、国際社会が最も残虐な大量破壊兵器である核兵器を禁止し、廃絶する条約づくりに踏み出そうとしていることは画期的なことです。この状況を切り開いてきたのは、核兵器禁止条約を求め、核兵器の非人道性を追求してきた非同盟諸国を中心とする非核保有国政府の努力と国際的な世論、とりわけ広島、長崎の実相を訴え、核兵器の非人道性、残虐性を告発してきた被爆者を先頭とする日本国民の粘り強い取り組みであることは言うまでもありません。

核兵器禁止条約の国連会議のホワイト議長は、5月22日、ジュネーブの国連欧州本部で、核兵器禁止条約の草案を発表いたしました。草案は、核兵器が決して使われてはならないこと、核兵器の使用が国際法違反であることなどを明記し、前文では被爆者や核実験

被害者の苦しみにも言及しています。

国連加盟国の大多数の賛成で核兵器禁止条約が締結されれば、核兵器は人類史上初めて違法化されます。世界から核兵器を禁止、廃絶することは、中間市も加盟する平和市首長会議が強く求めたことであり、核兵器の廃絶へ向けた大きな一歩となります。

しかし、安倍政権は、「核兵器のない世界」へ、世界が前進しようとしているとき、今回の国連決議に反対するなど逆行する態度をとっています。この姿勢を即刻改め、被爆国の政府としての国際的責務を果たすことが強く求められています。

よって、政府に対して、核兵器禁止条約の交渉を促進し、同条約締結を早期に実現するために、核保有国を初め国際社会への積極的な働きかけを強めるよう求めるものです。

以上、提案説明を終わります。皆様のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第7号核兵器禁止条約の交渉促進と早期締結を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（山本 慎悟君）

起立少数であります。よって、意見書案第7号は否決されました。

---

### 日程第13. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 慎悟君）

これより日程第13、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、植本種實君

及び掛田るみ子さんを指名いたします。

---

○議長（山本 慎悟君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成29年第2回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時27分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            山   本   慎   悟

議 員            植   本   種   實

議 員            掛   田   る   み   子